

## 経営改善長期借換資金に係る照会回答事例集

平成24年11月27日現在  
島根県商工労働部中小企業課

### ■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A :

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末をもって終了するが、県内中小企業者を取り巻く環境は依然として厳しいことから、この出口戦略として、返済期間の長期な借換資金を創設し、中小企業者の資金繰りを支援する。

2 この資金を使えるのはどういう場合か。

A :

商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成し、その計画の中で既借入金の借換えが必要となる場合である。

3 商工会議所等の指導機関とは。

A :

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、商工会連合会、(公財)しまね産業振興財団である。

4 資金繰り安定化対応資金との違いは。

A :

「資金繰り安定化対応資金」は、最近3か月間の売上高の減少等を要件としており、一時的・突発的な資金繰り難に対応する為の資金である。

本資金は、事前の経営改善計画書の作成を求めており、長期的な計画により利用される資金である。

### ■取扱期間について

5 取扱開始日及び取扱終了日はいつになるか。

A :

取扱開始日は、窓口である商工団体の申込日が平成24年12月3日以後のものとする。

また、平成27年3月31日までに島根県信用保証協会が保証承諾したものまでが対象となる。

■その他

6 本制度は、責任共有制度の対象となるか。

A :

責任共有制度の対象となる。ただし、セーフティネット5号などの認定がある場合は、責任共有制度の対象外となる。